

(3) 環境分野

【問題意識】

我が国は、年間約4億7千万トンもの廃棄物が排出されている。廃棄物のうち、家庭から主に出される一般廃棄物の排出量は平成12年の5,483万トンから17年の5,273万トンと、国民の努力により減少傾向にある一方、内閣府「構造改革評価報告書6」

(平成18年12月)によると、廃棄物処理業の生産性は、改善はおろか、平成7年から14年にかけて年率約3%ずつ低下しており、改悪の状態にあった。また、平成14年以降は、生産性についての調査さえされていないため、廃棄物処理の生産性については全くわかっておらず、廃棄物処理の社会的コストが増大している可能性も否定できない。廃棄物処理業の効率化は重要な課題であり、早急な対応措置が求められる。

廃棄物処理業の効率化には、生活者や企業が自らの合理的な判断の下、環境負荷の低減に取り組むことに加え、排出者や地方公共団体の廃棄物の収集・運搬及び処分の委託も含めた廃棄物処理のコストを関係者全てが把握し、規模の経済の追求も含めて最も効率・効果的なやり方(ベストプラクティス)を活用することが必要である。しかしながら、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))に基づく規制によって、効率的な取組が阻害されている面がある。具体的には、排出されたもののうち、無価物・逆有償物については、一旦全てが廃棄物処理法による廃棄物と定義され、さらに同一性状の廃棄物であっても排出元によって一般廃棄物・産業廃棄物と異なった区分とされ、別の処理が義務付けられている。その上、廃棄物の収集・運搬及び処分の事業の許可単位が一般廃棄物は市区町村、産業廃棄物は都道府県及び政令指定都市・中核都市・その他産業廃棄物処理事務を行う能力があると認められている市の107つに細分化されている。したがって、廃棄物の収集・運搬及び処分に従事する事業者が、規模の経済を追求し、事業規模の拡大と広域化を図るためには、多数の許認可を取得する必要がある。特に一般廃棄物の収集・運搬及び処分は、市区町村が直接ないしは民間委託を通じて遂行している。つまり、我が国を1,805に分割して処理を行っているわけである。当然、規模の経済はききにくい。さらに、委託により一般廃棄物の収集・運搬及び処分に取り組む際には、市町村ごとの入札を経る必要があり、民間業者の自らの努力による効率性の向上を阻んでいることは言うまでもない。その上、申請内容やマニフェストの報告書式等も地方公共団体ごとに異なっており、廃棄物の収集・運搬及び処分業者の事務処理コストが莫大となるという問題が生じている。地方公共団体全てに廃棄物収集・運搬及び処分業者の認可申請にかかる事務が発生しているのは、言うまでもない。

加えて、一般廃棄物会計基準が統一されていないため、地方公共団体における実コ

ストの把握が十分行われているとはいえない。まして、同一規模の地方公共団体間の比較は不可能であり、我が国におけるベストプラクティスの共有が全く行われていない、といっても過言ではない。民間では当たり前のコストの把握、類似企業のベンチマーキング、ベストプラクティスの水平展開のいずれもなされていないのである。結果として、地方公共団体や国民一人ひとりの廃棄物処理コスト負担の増大もありうると思われる。

また、政府は、資源循環の促進において、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）に基づき、その1つとして循環型社会の実現に向けた総合的な取組の実施を目指している。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号、以下「循環基本法」という）にあるように、循環型社会の優先順位としては、廃棄物の①発生抑制、②循環的利用、③適正処分というものであり、環境負荷が低減される限り循環的利用は適正処分に優先して行われるべきである。しかしながら、現状では廃棄物処理法に基づく環境保全のための規制によって適正処分が優先され、資源循環の流れがしばしば断ち切られてしまっている面がある。また、近年の新興国の消費増加などに伴う資源価格の高騰により、廃棄物の資源的価値が国際的にも見直され、需要が高まっている現状がある。例えば平成12年と比較して20年11月時点では、原油の価格は約2倍に上昇したことから、再生材・熱源としての廃プラスチックへの注目が高まっており、また、バナジウムやモリブデンなどおよそ10倍に高騰するものもあるレアメタルでは小型電子機器に含まれる金属の回収が試みられている。したがって、我が国の資源確保戦略の観点からも、国内で適正かつ効率的な再生利用を行い、資源循環を実現する環境整備が求められている。

さらに、地球温暖化対策を推進するため、我が国では「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月29日閣議決定）に基づき、太陽光発電や省エネ機器等の普及支援を始め、排出量取引の試行やカーボン・フットプリント普及への取組などの施策を推進することとしている。しかしながら、2007年度の温室効果ガスの排出量（速報値）は13億7100万トンと対前年比で2.3%増加した。我が国は京都議定書において第1約束期間（2008年～2012年）に基準年1990年比で6%の排出削減を約束しているところ、2007年までの間に逆に8.7%増加している。2013年以降の枠組み交渉が進む中、我が国がリーダーシップを発揮するためにも、京都議定書の6%の削減約束を確実に達成し、国内において低炭素社会を実現することは急務である。

以上のような問題意識に基づき、今回の答申では、循環型社会の実現に向けた廃棄物の効率的処理・リサイクルの推進・戦略的温暖化対策の推進を主題とし、問題意識をより深く把握するとともに以下の具体的施策に掲げる項目について、結論を得た。

① 廃棄物の効率的処理について（廃棄物・リサイクル分野）

【問題意識】

廃棄物処理を効率的・効果的に行うには、あるべき循環型社会像を見据えつつ、優良な再生利用業者・廃棄物業者が排出物を広域に回収し、規模の経済を活かしながらその時点における最良の手法で再生利用及び処分を行うことが大切である。

廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の管理は市区町村、産業廃棄物の管理は都道府県及び政令指定都市・中核都市・その他産業廃棄物処理事務を行う能力があると認められている市に細分化されているため、規模の経済が構造的に働きにくい。このことが我が国が諸外国と比較して、各地域や業態ごとに中小規模の事業者が乱立し、大規模かつ競争力ある事業者が育成されていないことの大きな要因となっており、結果として地方公共団体や企業、ひいては国民一人あたりのコスト増を招いている。さらに、廃棄物は予定通りに排出されないことも多く、結果として廃棄物の運搬・処理施設共に稼働率が大きく変動するが、廃棄物処理法では不適正処理を防止する観点から、業務の再委託を許可する要件が非常に厳しいものとなっている。このため、効率化の観点から他の産業では一般的に行われているアウトソーシングの導入が困難であり、車輛輸送量で年間約 10 億トンにもなる静脈物流の効率化や廃棄物処理の合理化を妨げる大きな要因となっている。

加えて、各地方公共団体の一般廃棄物会計においては、減価償却の有無や廃棄物担当職員の退職手当及びその引当金の計上方法など、地方公共団体の判断に多くが委ねられており、基準が統一されていないとともに開示の義務もない。結果として、実コストの把握は必ずしもされておらず、資源循環や廃棄物の効率的処理を進める事業者や国民に対する説明責任を果たしていない。さらに、同一規模の地方公共団体間の正確な比較は不可能である。民間であれば当然の「統一された基準でのコストの把握」、「透明性をもった開示」、「競合とのベンチマークにより効率化の観点での自らの現状の理解」、「ベストプラクティスの理解」、「ベストプラクティスの適用による各地方公共団体における廃棄物処理の効率性の改善」といった効率化への努力がなされていない状況にある。実際、いくつかの地方公共団体では独自の会計基準による廃棄物処理費用を算出・公表しているが、減価償却費を処理費用に計上するか否かなど計算方法に差異がみられる。結果、取扱量は異なるものの、ある地方公共団体では一般廃棄物 1 キログラムあたりの処理費用が 24 円程度であるにもかかわらず、別の地方公共団体では 52 円程度というように 2 倍以上の開きが見られる。

廃棄物処理の効率化・合理化の進展は、地方公共団体の財政のためのみならず、我が国としての環境問題への取組という観点からも重要な課題である。廃棄物処理

の効率化への第一歩は、費用の把握であり、資源循環を進める事業者や国民に対する説明責任であるとも言える。それとともに、地方公共団体が自らの財政を確認・再検討すること及び廃棄物処理への民間企業の参入を図るためにも、地方公共団体による収集・運搬及び処分費用の把握と開示は必要不可欠である。

一方、その上で国内で資源循環を促進しようと試みる事業者にとっては、多数の許認可を取得する必要があるとともにその申請内容やマニフェストの報告書式等も地方公共団体ごとに異なっており、事務処理コストが増加しているという問題が生じている。

また、廃棄物処理施設の設置や廃棄物搬入等について事前協議を求める等、条例等により上乗せ規制を行っている場合があり、適正処理が阻害されてしまっている。

したがって、廃棄物の管理単位の集約化を行うとともに、必要な事項については、法規制以上の上乗せ規制に対して、国が地方公共団体に対して指導・勧告すべきであるとともに、統一化を図るためのシステム策定を早急に進める必要がある。

【具体的施策】

ア 統一化された廃棄物会計基準の普及によるコストの把握、開示、ベンチマーキング、ベストプラクティスの横展開による廃棄物処理の効率化【平成 20 年度中に検討、以降継続実施】

平成 19 年 6 月に策定された一般廃棄物会計基準により、処理コスト削減を目的とした現状把握及び、同規模地方公共団体間での比較が試みられている。しかしながら、減価償却の耐用年数が地方公共団体の判断に委ねられている、計上する項目が明確に定められていないなど、会計基準のガイドラインに沿って計算をした場合であっても異なる結果を生む可能性があり、ルールが統一化されているとは言い難い。また、公表されている支援ツールにおいても、記入欄が不足するなど大規模地方公共団体には利用が不可能といったこともあり、未だ一般廃棄物会計基準を適用している地方公共団体は少ない。

したがって、地方公共団体が自らの一般廃棄物処理事業に係る費用を把握することで、他の地方公共団体との比較や民間委託を行った場合の処理費用の検討等を可能とし、引いては事業の効率化を図り、より健全なものへと推進していくために、会計基準に係るルールやツールの更なる整備と普及促進措置を早急に採るべきである。

イ 電子マニフェスト普及率 50%達成策の明確化【平成 20 年度中に検討、以降継続実施】

電子マニフェストの利用に当たっては排出事業者、収集運搬業者、処分業者の全員の加入が不可欠であり、普及率を高めていくことは今後の重要な課題である。普及率が十分でない現状においては、既に加入している事業者であっても、紙のマニフェストの利用が一部において残ってしまうという問題が生じている。

したがって、普及率を平成 22 年に 50%以上とするという目標達成に向けて、特に中小企業事業者の加入促進のための普及啓発に取り組むとともに、更なる利便性の追求を行うなど、普及促進のための方策を早急に策定し、公表すべきである。

ウ 廃棄物収集・運搬・処理業の許認可取得に係る地方公共団体間の申請書式の統一化【平成 21 年度措置】

「規制改革推進のための 3 か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)における廃棄物処理法上の行政手続き及び書類の電子化については、検討の結果、電子化は将来的な許可申請の在り方の一つと考えられるが、現状では許可申請書類の簡素化・様式統一化を進めるべきであるとの結論が得られている。また、許可情報

の地方公共団体間の共有化については、情報漏洩対策等情報管理を確実に行うシステムの確立や許可申請書類の統一化を図った上で、共有化を進めていくべきであるとの結論が得られている。これを踏まえ、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において平成19年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)」(平成20年3月31日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)にて標準様式の普及に係る周知がされたものの、依然として当該書式を利用する地方公共団体は少なく、申請事業者の事務処理コストは増加し、結果的に処理料金への転嫁による社会的コストの増加に繋がっている。

したがって、電子化の実現を見据え、許認可及びマニフェストの報告様式も含めた各種申請書類の早急な統一化を図るためにも、申請書式が浸透していない要因分析及び課題解決に努めるとともに、統一書式の利用について地方公共団体へ周知を行うべきである。

エ 地方公共団体ごとの産業廃棄物処理規制の見直し【平成21年度措置】

個別リサイクル法に則った再資源化や広域認定に係る処理を行う場合においても、産業廃棄物処理施設の設置や産業廃棄物搬入等について事前協議を求める等、多くの地方公共団体が条例等により上乗せ規制を行っている。平成20年1月に行われた全国都道府県及び政令都市等環境担当部局長会議において、産業廃棄物の搬入規制については、各地方公共団体の事前協議制の運用改善を通じて産業廃棄物の搬入・搬出が円滑に行われるように留意されたい旨、周知がなされたが、実態は変化していない上、新たに規制を強化した地方公共団体も存在している。

こうした上乗せ規制は、産業廃棄物処理業の健全な経営と適正処理施設の設置を阻害しているという指摘がある。

したがって、広域的な産業廃棄物の適正処理及び再資源化を推進するため、地方公共団体が法律を上回る規制を課している実態把握を行い、問題解決に努めるとともに、再度、法の趣旨に反する上乗せ規制は行わないように周知すべきである。

オ 一般廃棄物処理における民間参入の促進【平成21年度以降継続実施】

「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において一般廃棄物の処理における民間委託、PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)手法の導入推進が逐次実施事項とされた。その中で、廃棄物処理施設補助金を利用した整備事業も行われているところである。しかし、投入した補助金に対して得られた効果につ

いて周知がなされていない。

したがって、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用したPFI手法により、社会経済的に効率的な一般廃棄物処理施設の整備が推進されるよう、事例等の普及啓発を行うべきである。

② 廃棄物の資源循環促進について（廃棄物・リサイクル分野）

【問題意識】

中長期的な観点から経済合理性が成り立つ場合には、再資源化処理が重要であることはいうまでもない。

しかしながら、現状の規制の下では、合理的な再資源化には、主に3つの課題がある。第1に、原則として無償物・逆有償物は廃棄物とみなされるため、資源価値の高い有用物が混入している場合であっても、市況によって、同一性状物が廃棄物であるかないかが変化し、廃棄物としての処理が要求されることがある。第2に、最終的な廃棄物か否かは「総合的に勘案して判断する」とされており、一般廃棄物に関しては地方公共団体にその判断が委ねられている。しかし、地方公共団体ごとに判断基準が異なるため、「ある市では廃棄物とされるが、他の町では廃棄物ではない」という事態が生じている。結果として、広域での再資源化が阻害されている。第3に、事業系の排出物においては、同一性状の対象物であっても、排出者の業種によって、一般廃棄物か産業廃棄物かの取扱が異なる品目がある。以上のように、同一ないしは同一性状のものが廃棄物とされたり、廃棄物ではないとされたりすることに加えて、廃棄物の場合でも、一般廃棄物に分類される場合と産業廃棄物に分類される場合では、別の対応が必要となる。このような現状においては、排出物がリサイクルをすべきものであるかの判断、ひいてはリサイクル自体への取組が難しくなってしまうている。

このような状況を鑑み、広域的な再資源化に取り組むために、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号、以下「食品リサイクル法」という）を始めとする個別リサイクル法や廃棄物処理法における広域認定制度、再生利用認定制度といった特例制度が制定されている。再資源化を大規模・安定的に推進するためには、再生処理を行う資源を効率的かつ広域的に回収する必要があるが、資源回収に当たって「食品リサイクル法ではフランチャイズチェーンはチェーン一体で一つの事業者としてリサイクル率を報告する義務があるが、廃棄物処理法上では加盟店舗ごとに個々の法人格とみなされているために、再資源化を目的とした広域的な収集運搬を行うことが認められない。」「再生利用認定制度では認定を受けた者の処理業及び処理施設設置の許可等が不要とされているが、その対象は申請者本人のみに限られており共同申請が認められない。」など特例措置が不十分であるため、結局、細分化された地方公共団体ごとの収集運搬業の許認可を取得する必要があり、広域的な回収に支障をきたしている。

したがって、廃棄物処理の生産性向上及び円滑な資源循環の促進のためにも、廃

棄物処理法における廃棄物の定義及び現行の一般廃棄物と産業廃棄物の区分について見直しを行うとともに、生活者や企業が自らの合理的な判断により適正処理を行おうとする場合には、経済効率を重視した広域的処理を可能とするスキームの形成及び特例制度の充実化が不可欠である。

【具体的施策】

ア 使用済衣料品・繊維等のリサイクルに係る店頭回収・運搬・処分について【平成 20 年度措置】

複数の企業が環境への取組として、衣料製品を始めとする古繊維のリサイクルのために店頭回収を試みている。しかし、回収した古繊維の取扱に関して地方公共団体の見解にばらつきがあるため、全国展開できないという問題が発生しており、古繊維の回収が進まないという指摘がある。

したがって、古繊維は、廃棄物処理法に定めのある「専ら再生利用の目的となる廃棄物（いわゆる専ら物）」に当たる場合、収集運搬及び処分業の許可は不要であり、例えば衣類の販売等、ほかの業を主として行っている、同様に業の許可は不要であることを周知すべきである。

イ 電子機器等、同一性状の他社製品を含む下取り・運搬・処分について【平成 20 年度措置】

電子機器等の下取りに関する規制緩和要請が当会議にも多く寄せられている。

製品を販売した際に商慣習として下取り（同種の製品の無償引取）した使用済み製品の輸送を事業者自身が行う際には、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」（平成 12 年 9 月 29 日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知）によって、収集運搬業の許可が不要とされているところである。

しかしながら、同種の商品であれば他社製品も下取りの対象になることや、そのタイミングが新製品の購入と必ずしも同時である必要はないことまで明確に言及されていないため、企業の CSR 活動を始めとする優良事業者による自主的なリサイクルへの取組を遅らせてしまっている。

したがって、同種の商品であれば他社製品の下取りも可能であること及びそのタイミングは必ずしも新製品の購入と同時である必要はないことを周知すべきである。

ウ 一般廃棄物品目指定の広域認定制度の活用【平成 20 年度措置】

使用済小型電子機器や合繊（ナイロン 6、ポリアクリル製品など）からなる製品などは、広域的回収により規模の経済性を高めることにより、効果的に再資源化を行うことが可能であるにも関わらず、その大半が一般廃棄物として焼却及び埋め立てされてしまっている。再資源化可能な品目は生産者が広域的に回収することによって資源の有効利用が果たされるとともに、一般廃棄物処理量の減少に

繋がる。一般廃棄物の広域認定に際しては、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な処理責任を有し、かつその事務は自治事務であることから、広域認定による国の管理下におく場合には慎重に検討が必要とされており、広域処理を可能とする品目については個別に指定が行われている。この点、品目指定については、事業者からの個別の相談を踏まえて検討し、結果、品目を追加することもあるが、事業者の相談に応じて品目を追加することはできないと、多くの事業者が誤解している。

したがって、一般廃棄物の広域認定制度に係る品目指定については、事業者からの個別相談の内容や社会の要請等を踏まえながら検討し、その内容が広域認定制度の趣旨に沿うものであれば、品目の追加もなされるものであることを、手引きの改訂等により周知すべきである。

エ リサイクルポートの利用促進【平成 21 年度検討・結論、平成 21 年度以降逐次措置】

海上輸送は CO2 の排出量が少なく環境に優しいため、緊急性を要さない循環資源の輸送に適しており、広域的な流動によるオールジャパンでのリサイクルを目指すという資源循環促進の観点から、平成 14 年以降リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）が順次指定されている。

指定されている港湾全体においては、循環資源の取扱量・リサイクル企業の立地数とも増加するなど一定の成果はみられるものの、指定後のチェック機能が十分でなく、効果が現れていない港湾も存在する。また、指定港湾でありながら、積替・保管や環境保全が講じられた設備が整っていないなど、利便性がなく名目だけの港湾があるという指摘もある。

したがって、リサイクルの拠点化と海上静脈物流ネットワークの形成をさらに促進するために、循環資源が積極的に取り扱われていない港湾に関して原因究明及びその改善策を行うべきである。あわせて、港湾機能高度化施設整備事業として補助金を交付している港湾に関しては、明確な評価基準を策定し費用対効果を把握すると共に、当該結果を開示すべきである。

オ 試験研究用途の一般廃棄物の取扱の明確化【平成 20 年度措置】

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成 18 年 3 月 31 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の第二「産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」によると、産業廃棄物を用いた営利目的ではない試験研究を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬・処理の業の許

可を不要とすることとなっている。

昨今、各企業の資源循環促進への自助努力により、一般廃棄物に関する試験研究も積極的に行われるようになってきている。このとき、少量の廃棄物を研究施設へ搬入するに当たって、都度一般廃棄物の収集運搬業者に委託する必要性が生じており、事業者の負担となっている。

したがって、優れた資源循環と廃棄物処理手法の確立は必要であるが、一般廃棄物の管理は各市町村による自治事務によるものであるため、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の必要性は、各市町村の判断に委ねていることを周知すべきである。

③ 廃棄物処理業における優良業者の育成について（廃棄物・リサイクル分野）

【問題意識】

循環的に利用されなかった廃棄物は、適正処理すべきである。不法投棄などの不適正処理を防ぎつつ経済合理的にも優れた処理を行うためには、高いモラルと処理能力を兼ね備えた優良な業者を育てていくことが肝要である。

廃棄物処理法においては、不適正処理の防止及び不適格事業者の排除という観点から、平成3年以降、欠格要件の強化を行うことにより、悪質業者の参入を阻んできた。

しかしながら、これにより適正処理を行おうとする優良業者までも新規参入を躊躇する現状があることに加えて、処理業者は分社化等の措置により過失等により欠格要件に該当した場合のリスクを最小限に留める対応を行う必要があり、優良業者の育成が阻害されている。悪質業者の排除は、廃棄物処理法を適切に運用することで対応は可能であることはもとより、管理・監督責任を負う地方公共団体・政府の裁量によって適宜、改善命令・事業停止・許認可取消を行うことで対応すべきであり、欠格要件の必要以上の強化は健全な事業者までも巻き込んでしまうこととなる。

加えて、排出事業者が自らの判断において優良な廃棄物処理業者を選択可能となるように制定された、産業廃棄物処理業者の優良性の判断にかかる評価制度（平成17年4月施行、以下「優良性評価制度」という。）は、実態として判断基準とはなっておらず、優良化による処理業者へのインセンティブも与えられていないに等しい。

したがって、現行の厳しい欠格要件を緩和するとともに、優良業者を育成するための評価制度の見直しを行う必要があると考える。

【具体的施策】

ア 産業廃棄物優良性評価制度の見直し【平成21年度検討・結論】

廃棄物処理の効率化は喫緊の課題である。それには、優良な廃棄物処理業者の育成が資することはいうまでもない。排出事業者が自らの判断において優良な廃棄物処理業者を選択可能となるように制定された、産業廃棄物の優良性評価制度は、「評価基準を満たす処理業者に対し一定の優遇措置を採ることにより、優良化に対するインセンティブを与える」ものとなっている。しかし、現在は更新許可の際の申請書類の一部が省略できるのみであり、優良化による実質的なインセンティブにはなっていない。また、既存の産業廃棄物処理業者が処理部門を分社化したような場合には、業の主体となる名義が変更となり、現行の要件である「5年以上の営業実績」を満たすことができず、業務は変更していないにも関わらず、優良性評価の取消となってしまうている。同様に、処理品目の追加等、許可内容の変更に当たっても、優良性評価制度の再取得が必要であり、事業者の事務処理コストが倍増してしまっている。

したがって、適正かつ効率的に業に取り組む優良な産業廃棄物収集運搬・処分業者の育成を図るために、排出事業者が率先して優良業者を選定するよう促す等の取組を進めるとともに、産業廃棄物処理業者のインセンティブの拡充を図ることなど更なる優遇措置を採ること等を検討し結論を得るべきである。

④ 太陽光パネルの普及促進について（地球温暖化分野）

【問題意識】

二酸化炭素排出削減の取組に関して、世界各国で関連産業のマーケットが次々と創出され、急激な勢いで拡大している。太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、太陽光パネルの普及促進に際しては、ドイツの成功事例に追随する形で、現在 40 を超える国・州・地域で再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されている。

他方、我が国においては、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）に基づき、電力供給者に一定比率の再生可能エネルギーの供給を義務付ける固定枠制をとっており、また本年度予算において住宅用太陽光発電の導入時に補助金を交付することとした。

現行の固定枠制は、太陽光のみならず風力やバイオマスなども含めコスト効率の良い手法の採用を推進することができる。一方、仮に電気事業者に対し長期間に渡って発電コストより高い価格での電力の買取を義務づける固定価格買取制度を導入した場合は、国民負担を考慮する必要はあるものの、新エネルギーの普及率を大きく向上させることができる。太陽光パネルの普及促進に資する制度として、電気料金よりも明示的に購入価格を優遇する固定価格買取制度の導入も有効であると考え

【具体的施策】

ア 大胆な導入支援策の検討【平成 21 年度中検討・結論】

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性がある。「低炭素社会づくり行動計画」において、我が国は太陽光発電世界の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を 2020 年に 10 倍、2030 年には 40 倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進めるとしている。

太陽光発電の大量導入のためには、技術革新と需要創出による購入時コストの削減はもとより、新たな料金システム等の検討により、導入者へ継続的なインセンティブを働かせる必要がある。

したがって、購入時補助や技術開発支援、固定枠制などの現行制度に加え、電気事業者に対し長期間に渡って発電コストより高い価格での電力の買取を義務づけることにより太陽光発電の普及を促進する固定価格買取制度など、ドイツを含めた諸外国の太陽光発電導入政策を参考にしながら、我が国においても太陽光を含めた新エネルギーの大胆な導入支援策について国民負担の在り方も踏まえた上で検討し、結論を得るべきである。

⑤ 屋外タンクの開放検査について（保安分野）

【問題意識】

屋外タンクの開放検査周期の延長については、「屋外タンク貯蔵所の余寿命予測に関する調査検討報告書」（平成20年2月）において、適正な予測方法が得られなかったという結論が得られたことから、更なる延長は行わないとされたが、事業者は費用を投じて検査を行っており、引き続き更なる延長の可能性を検討することが望まれる。

一方、最長5年の開放検査周期の個別延長が制度化されている新法タンク及び第一段階基準に適合する旧法タンクにおいて、5年の延長が認められるためには、保安のための措置としてコーティングが1つの要件となるが、既存コーティングに関する指針において、ガラスフレークコーティングについては耐久年数が20年とされている。このため、開放検査周期の個別延長を継続しようとする場合によっては、開放検査の都度、コーティングを全面剥離し、再施工する必要が生じ、コスト面も含め、最長の個別延長を繰り返して申請するインセンティブが減退してしまっているとの意見がある。また、タンク開放周期の個別延長のためではなく、事業者が自主的に施工したコーティングについては、通常、開放検査の都度、剥離等に対して補修を行うことで維持管理されており、全面再施工は費用面も含めて現実的ではないとの意見もある。

また、水張検査については、多量の排水による環境への影響などの問題を懸念する向きもあることに加えて、検査実施によって問題が発覚する事例は稀であり、地震等の自然災害に対する安全性が考慮されているとはいえ、諸外国と比較しても義務要件が厳しすぎるという事業者の意見がある。

したがって、安全の確保を前提に、屋外タンクの停止期間を短縮し、機会費用を低減するなど事業者負担軽減の観点から、個別延長制度の活用による最長開放検査周期の適用を継続しやすくするとともに、水張検査における義務要件の緩和について、検討を行う必要があると考える。

【具体的施策】

ア タンク底部内面コーティングの耐久年数に係る指針の見直し【平成 21 年度検討開始】

タンク開放周期の個別延長のためではなく、事業者が自主的に施工したコーティングは、通常、開放検査の都度、膨れ・剥離等に対して補修を行うことで維持管理されている。容量1万キロリットル以上のタンクに対する開放検査周期の個別延長制度を活用して、タンクの開放検査周期を当該制度下で認められる最長開放検査周期である13年とするには、保安のための措置としてコーティングが要件の1つとなっており、既存コーティングの指針において、ガラスフレークコーティングは耐久年数が20年とされている。このため、当該制度の活用により、最長開放検査周期の適用を継続するには、開放検査の都度、ガラスフレークコーティングを全面再施工する必要が生じ、最長開放検査周期適用の申請を行うインセンティブが減退してしまっているとの意見がある。

したがって、事業者からのデータ提供を受け、安全性の確保を前提に、既存コーティングに関する指針の見直しについて検討を行うべきである。